第1 (名称)

この会の名称を「都立中野特別支援学校 学校運営連絡協議会」(以下、「学校運営連絡協議会」という。)とする。

第2 (目的)

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域社会の方々の意向が反映され、本校が地域に根ざし、より発展していくための学校支援組織とすることを目的とする。

第3 (所堂事項)

学校運営連絡協議会は、学校運営に関する意見交換、教育活動の観察、学校評価等を通して協議を行い、校長に対し本校の学校運営、教育活動及び家庭・地域社会との連携について助言する。

第4 (組織)

学校運営連絡協議会の委員は、校長の他、次のとおりとする。

協議委員は、校長が委嘱する保護者代表1名、就学前施設代表1名、地域住民代表4名、進路先・企業 関係者2名、福祉行政2名、学識経験者1名の合計11名とする。

内部委員は、副校長2名、経営企画室長、教務担当主幹、生活指導担当主幹、高等部担当主幹、中学部 担当主幹、小学部担当主幹、支援担当主幹、統括主幹の10名とする。

2 学校運営連絡協議会の中に評価委員会を置く。評価委員会は、学校連絡協議会が行う外部評価を計画・立案、実施、集計、学校評価報告書原案を作成する。

評価委員会の委員は、学校運営連絡協議会の委員の中から校長が委嘱する。

第5 (任期)

委員の任期は当該年度の4月1日から3月31日までとする。

第6(役員)

学校運営連絡協議会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、学校評価委員会委員長1名、事務局長1名会長は校長とする。

副会長、学校評価委員会委員長、事務局長は、校長が選任する。

第7 (会の開催回数、開催時期)

学校運営連絡協議会は、7月、12月、2月の年3回開催する。

第8 (会の公開)

学校運営連絡協議会は、原則として公開とする。ただし、会長が必要とする場合には、会長の判断により、非公開とすることができる。

第9 (事務局)

東京都立中野特別支援学校に学校運営連絡協議会事務局を置く。事務局に、事務局長を置き、主幹教諭をもって充てる。

第10 (その他)

この要綱は、校長が必要に応じて改正する。

(附則)

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 4年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。 この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。